人事サポートオフィス すずらん

〒396-0014 長野県伊那市狐島3504－1 Bellecourt狐島A棟
Tel:0265-73-2525／Fax:0265-96-0048／E-mail:t-abe1211sr@plum.plala.or.jp
URL：https://office-suzuran.com/

「人材を活かす企業経営をサポートする」を理念とし、貴社の発展に貢献してまいります。

「人材を活かす」とは、経営者や社員・従業員の持つ才能や能力がいかんなく発揮できるようになるということです。最近では、雇用をめぐるトラブルが非常に多くなっておりますが、採用時のミスマッチや解雇をめぐるトラブル、メンタルヘルス不調者が頻発する傾向は、企業において人材が活かされていないことのあらわれでもあります。

当事務所は、人材を活かすための「道すじ」を示すために、労働諸法令に精通した人事労務問題の専門家として、貴社の付加価値を高めるための適切なサポートを行ってまいります。

～主な業務～

- ●就業規則の作成…企業理念を反映したものに
- ●労務相談……日常の労務管理アドバイザーとして
- ●手続き業務……煩雑な手続きを迅速・確実・丁寧に
- ●給与計算……給与計算事務から人事・労務問題を解決
- ●助成金の申請……正確な情報提供から申請サポートまで
- ●年金相談……複雑な内容をわかりやすくアドバイス
- ●あっせん代理…依頼人の利益を最優先に
- ●セミナー講師…各種セミナー承ります
- ●行政官庁の調査への対応
  …必要な事前相談および立会をいたします　など

会社の理念を反映し、従業員に気持ち良く働いてもらうために、そして、労務トラブル回避のために、就業規則の整備は必須です。

１０人以上の従業員を雇用している会社は、労働基準法に基づき作成および労働基準監督署への届出義務が課せられています。しかし、法律によって決められているから就業規則を作成するのでしょうか？

就業規則とは、従業員にどのように働いてもらいたいかを規定しているものであり、①就業規則が会社の理念・コンセプトを反映したものとなっているか、②従業員が気持ちよく安心して働くことができるためのルールとなっているか、③労務トラブルなどのリスク回避に役立つものとなっているか、が重要となってきます。

当事務所では、会社ごとの実情をしっかりとお伺いした上で、就業規則の作成・改訂を行っておりますが、更に、役員や従業員への説明、行政官庁への届出までをフォローさせていただく手厚いサービスが特徴です。

セクハラ・パワハラ防止コンサルタントとして、増加し続ける問題に取り組んでおります。

昨今では、セクハラ・パワハラを始めとする各種ハラスメントの問題が後を絶ちません。

当事務所では、セクハラ・パワハラを未然に防止するための仕組み（社内制度・ルール）作りのみならず、社内のコミュニケーションを高めた上で、経営者や管理職の方を含めた社内研修を実施し、皆様に理解を深めていただきます。

「セクハラを受けて悩んでいる従業員がいそうだ」「パワハラと指導の線引きが分からない」「他社の取り組み事例を知りたい」など、お悩みやご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

Abe　Toshiya
阿部　敏也

1959年12月
　長野県駒ヶ根市出身
2005年 4月
　長野県社会保険労務士会に
　登録・開業

特定社会保険労務士
認定セクハラ・パワハラ防止
コンサルタント

お気軽にお問い合わせください ➡ ☎ 0265−73−2525